

親子会社に関する規律に関する個別論点の検討(1)

(前注) 本部会資料において、「試案」とは、「会社法制の見直しに関する中間試案」を指す。また、試案において定義した用語は、本部会資料においても同一の意味を有する。

第1 親会社株主の保護

1 多重代表訴訟の制度の創設以外の見直し

仮に多重代表訴訟の制度を創設しないこととする場合における親会社株主の保護のための規律に関し、例えば、以下のような見直しをすることについて、どのように考えるか。

- (1) 取締役会は、株式会社の子会社について、当該株式会社及びその子会社から成る企業集団における重要性、株式の所有の態様その他の事情に応じて、その業務を監督しなければならない旨の明文の規定を設けること。
- (2) 上記(1)のほか、以下の規律を設けること。
 - ① 株式会社の子会社の取締役等の責任の原因である事実によって当該株式会社に損害が生じた場合において、当該株式会社が当該責任を追及するための必要な措置をとらないときは、当該株式会社の取締役は、その任務を怠ったものと推定するものとする。
 - ② 株主は、株式会社の子会社の取締役等の責任の原因である事実があることを疑うに足りる事由があるときは、当該株式会社に対して、当該責任の追及に係る対応及びその理由等を、自己に通知することを請求することができるものとする。
 - ③ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主等は、株式会社の子会社の業務の執行に関し、不正の行為等があることを疑うに足りる事由があるときは、当該子会社の業務及び財産の状況を調査させるため、裁判所に対し、検査役の選任の申立てをすることができるものとする。

(補足説明)

- 1 仮に多重代表訴訟の制度を創設しないこととする場合、親会社株主の保護という観点からの親子会社に関する規律について、同制度の創設以外の見直しの要否

を検討する必要がある。この点については、子会社に対する監督に関して、親会社の取締役がいかなる義務を負うものとするのが適切かという観点から検討する必要がある。

2 本文の(1)について

多重代表訴訟の制度の創設に反対する立場からは、その理由の一つとして、子会社の取締役等の任務懈怠により子会社に損害が生じた場合には、子会社に対する監督についての親会社の取締役の責任を問えば足りることが挙げられている。

この点について、現行法には、親会社の取締役（会）が子会社を監督する義務を負う旨の明文の規定はない。また、解釈上、そのような監督義務を肯定する見解が示されている一方で、平成17年改正前の商法下の裁判例の中には、親会社の取締役は、子会社に指図をするなどの特段の事情のない限り、子会社の取締役の業務執行の結果生じた損害について、親会社に対して責任を負わない旨を判示したもの（東京地裁平成13年1月25日判決・判時1760号144頁）がある。

そこで、親会社の取締役会が子会社を監督する義務を負うことを明らかにするため、その旨の明文の規定を設けることが考えられる。もっとも、子会社の監督の在り方は、企業集団ごと及び子会社ごとに様々であり、例えば、親会社の取締役会が子会社における日常的な経営判断上の意思決定に積極的に介入することまでが当然に求められているわけではないと考えられる。そのため、子会社の監督について、企業集団内における子会社の位置付け等に応じた一定の裁量が親会社の取締役会に認められることを明らかにするため、例えば、本文の(1)のような文言とすることが考えられる。

子会社に対する親会社の取締役会の監督義務の内容としては、例えば、内部統制システムの構築の一環として、当該親会社及びその子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制を構築すること（会社法第362条第4項第6号等、会社法施行規則第100条第1項第5号等参照。なお、このような内部統制システムの運用状況の概要等を事業報告の内容とすることについて、試案第1部第2の2参照）や、子会社の取締役等に任務懈怠があった場合、その是正のための措置やその責任の追及に係る対応をとること等が考えられる。

3 本文の(2)について

本文の(2)の①から③までは、子会社の取締役等が任務懈怠をした場面における親会社の取締役の対応の在り方に関するものである。

まず、本文の(2)の①のような推定規定については、子会社の取締役等に任務懈怠があった場合に、親会社がその責任を追及するためにいかなる措置をとることが原則として求められるかを検討した上で、親会社の取締役の任務懈怠の推定の前提となる事実を類型化・具体化する必要がある。そのような措置として、例え

ば、任務懈怠をした子会社の取締役等に、当該子会社に生じた損害を賠償させるための措置が考えられるが、親会社の取締役に、原則としてそのような措置をとることを求めることが適切といえるか、検討する必要がある。

次に、本文の(2)の②のような親会社に対する通知請求権を親会社株主に付与することについては、親会社が子会社の取締役等の責任の追及について適切に対応することを促すなどの機能を期待することができると考えられる。他方で、このような通知請求権は、子会社の取締役等の責任に関してのみ、親会社株主にいわば随時の質問権を付与するに等しいものであり、その当否については、親会社株主による濫用のおそれにも配慮しつつ、検討する必要がある。

本文の(2)の③は、親会社の業務執行についての不正行為等の有無にかかわらず、子会社自体の業務執行について不正行為等がある場合に、子会社の業務執行に関する検査役の選任申立権を親会社株主に認めるものである。仮に多重代表訴訟の制度を創設しないこととする場合に、現行の検査役制度（会社法第358条第4項参照）に加えてこのような検査役制度を設けることの当否については、その目的・趣旨を踏まえ、検討する必要がある。

2 多重代表訴訟

仮に多重代表訴訟の制度を創設することとする場合、以下の事項について、どのように考えるか。

(1) 提訴権が認められる親会社株主

多重代表訴訟の提起権が認められる親会社株主に、以下の事項について、どのように考えるか。

- ① 試案第2部第1の1のA案①による請求（以下「提訴請求」という。）をすることができる株式会社の親会社の株主は、当該親会社の総株主の議決権の100分の1以上を有するものに限るものとする。
- ② 株式会社の親会社の株主は、試案第2部第1の1のA案①の訴えが当該株式会社の利益とならないことが明らかであると認められる場合には、提訴請求をすることができないものとする。
- ③ 株式会社の親会社の株主は、試案第2部第1の1のA案①の訴えが当該親会社に損害を加えることを目的とする場合には、提訴請求をすることができないものとする。

（補足説明）

本文の①及び②は、試案第2部第1の1のA案③（注）ア及びイにおいて、それぞれなお検討することとしているものである。なお、同イについて、試案では、多重代表訴訟の対象となる権利の主体である株式会社（子会社）の利益と

ならないような提訴請求を認めないものとする趣旨で、「株式会社の株主の共同の利益」としていたが、本文の②では、当該趣旨をより明確にするため、「株式会社の利益」に変更している。このような本文の②については、平成17年の会社法制定の際に会社法案の第847条第1項第2号が削除された経緯を踏まえ、慎重に検討する必要がある。

本文の③は、パブリック・コメントにおいて、親会社株主が提訴請求をすることができない場合として、多重代表訴訟が当該親会社に損害を加えることを目的とする場合を加えるべきであるとの意見が出されていることを踏まえたものである。その当否を検討するに当たっては、具体的にいかなる場合に、多重代表訴訟の対象となる権利の主体ではない親会社に、同訴訟によって損害が生ずると考えられるか、検討する必要がある。

(2) 多重代表訴訟の対象となる子会社の範囲

試案第2部第1の1のA案④に関し、以下の事項について、どのように考えるか。

- ① 株式会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、当該株式会社の親会社が当該株式会社の最終完全親会社であることを要するものとし、かつ、当該最終完全親会社が間接的に有する当該株式会社の株式の帳簿価額は、当該株式を直接有する法人等（当該最終完全親会社の子会社）における帳簿価額とすること。
- ② 株式会社の最終完全親会社が有する当該株式会社の株式の帳簿価額が当該最終完全親会社の総資産額に占める割合について、5分の1よりも大きな割合を基準とすること。

(補足説明)

試案第2部第1の1のA案④は、提訴請求の対象とすることができる子会社の取締役等の責任について、子会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、親会社が直接又は間接的に有する子会社の株式の帳簿価額の合計が当該親会社の総資産額の5分の1を超える場合に限るものとしている。本文の①は、親会社が間接的に有する子会社の株式の帳簿価額の算定方法が過度に複雑なものとなることを避けるため、便宜上、子会社の取締役等の責任の原因である事実が生じた日において、上記の5分の1超の要件を満たすだけでなく、完全親子会社関係があることをも要するものとするとともに、これを前提として、当該間接保有分の株式の帳簿価額について、当該株式を直接有する法人等（すなわち、当該最終完全親会社の子会社）における帳簿価額を足し合わせるものとするを提案するものである（試案第2部第1の1のA案④）

(注1) 及び (注2) 参照。

次に、上記の5分の1超という要件の趣旨は、実質的に親会社の取締役等と同程度の提訴懈怠の可能性があると考えられるような子会社の取締役等に限って、親会社株主による責任追及の対象とする点にあるが、本文の②のように基準を引き上げることの当否については、親子会社関係の実態も踏まえて、検討する必要があると思われる。

(3) その他の事項

最終完全親会社は、当事者の一方を補助するため、多重代表訴訟に参加することができるものとする点について、どのように考えるか。

(補足説明)

本文は、パブリック・コメントにおいて、最終完全親会社は、多重代表訴訟の対象とされている完全子会社の株主でない（当該完全子会社の株式を間接的にしか有していない）場合であっても、当該訴訟に補助参加することができるものとするべきであるとの意見が出されていることを踏まえたものである。

最終完全親会社は、完全子会社の株式を直接有しているときは、多重代表訴訟に共同訴訟参加又は補助参加をすることができることになる（会社法第849条第1項、試案第2部第1の1（A案の注1）参照）。これに加えて、最終完全親会社が完全子会社の株式を間接的にしか有していない場合にも、多重代表訴訟への補助参加を認めるべきかどうか、検討する必要がある。

なお、これに関連して、最終完全親会社が完全子会社の取締役等の側に補助参加するには、監査役（監査役が二人以上いる場合にあっては、各監査役）又は各監査委員の同意を得なければならないものとする事等（会社法第849条第2項等参照）が考えられる。

3 株式会社が株式交換等をした場合における株主代表訴訟

株主は、株式会社の株主でなくなった場合であっても、次に掲げるときは、当該株式会社（②のときにあつては、②の合併後存続する株式会社）に対して、会社法第847条第1項の責任追及等の訴え（①の株式交換若しくは株式移転又は②の合併の前にその原因である事実が生じた責任等に係るものに限る。）の提起を請求することができるものとする事と、どうか。

- ① 当該株式会社の株式交換又は株式移転により当該株式会社の完全親会社の株式を取得したとき。
- ② 当該株式会社が合併により消滅する会社となる合併により、合併後存

続する株式会社の完全親会社の株式を取得したとき。

4 親会社による子会社の株式等の譲渡

試案第2部第1の2のような見直しをすることで、どうか。

(補足説明)

上記見直しに関して、パブリック・コメントでは、いわゆる簡易事業譲渡や分割会社における簡易分割に係る「5分の1」の要件（会社法第467条第1項第2号括弧書き、第784条第3項等）の緩和を求める意見も出されているが、平成17年改正前の商法の下では20分の1以下とされていたもの（同法第374条ノ22第1項等）が会社法において5分の1以下に緩和されたという改正の経緯に鑑みると、現時点において、当該要件を更に緩和することは適切ではないと考えられる。

第2 子会社少数株主の保護

1 親会社等の責任

(1) 仮に試案第2部第2の1のA案①から④までのような明文の規定を設けることとする場合、以下の事項について、どのように考えるか。

① 責任の主体

次に掲げる者（以下「親会社等」という。）とすることで、どうか。

ア 株式会社の親会社

イ その他株式会社の経営を支配している者

(補足説明)

本文のイの詳細については、現行法における親会社の定義（会社法第2条第4号、会社法施行規則第3条第2項、第3項）を参考に、会社法施行規則に所要の規定を設けることが考えられる。

② 適用対象となる取引

次に掲げる取引（以下「親会社等との利益相反取引」という。）とすることで、どうか。

ア 親会社等が自己又は第三者のために株式会社とする取引

イ 株式会社が親会社等の債務を保証することその他親会社等以外の者との間において株式会社と親会社等との利益が相反する取引

③ 不利益に関する考慮要素

当該取引の条件のほか、以下のような事情を掲げることで、どうか。

- ア 株式会社による当該取引の条件に関する検討及び交渉の態様
- イ 株式会社と親会社等の間における当該取引以外の取引の条件
- ウ 株式会社が親会社及びその子会社から成る企業集団に属することによって享受する利益
- エ その他一切の事情

(補足説明)

試案第2部第2の1のA案②では、親会社等との利益相反取引によって株式会社が受ける不利益の有無及び程度は、当該取引の条件のほか、株式会社と親会社等の間における当該取引以外の取引の条件その他一切の事情を考慮して判断されるものとしている。これに対して、パブリック・コメントにおいては、訴訟の場で争われるまでどの程度の事情が考慮されるか不明確であり、結局、グループ経営による子会社の利益が十分考慮されないおそれが残るなどの意見が出されている。

そこで、「一切の事情」として考慮されるべきものとして、試案において明示的に掲げていた本文のイの事情のほか、例えば、本文のア及びウのような事情を掲げることにより、これらの事情が考慮される旨を明確にすることが考えられる。

なお、A案においては、取引に至る交渉の過程等に鑑み、取引条件の決定時において合理的な条件が合意されていた場合には、そのような事情も考慮され得るため、結果的に株式会社が損失を被ったことをもって直ちに親会社等の責任が生ずることにはならないと考えられる。この点をより明確化するため、例えば、A案①の要件を、「親会社等は、株式会社との間で株式会社と親会社等との利益が相反する取引（当該取引がなかった場合と比較して株式会社に不利益となるような条件のものに限る。）をしたときは、これによって株式会社に生じた損害を賠償する責任を負う。」旨の表現とする（その上で、株式会社に不利益となるような条件かどうかの判断につき、本文に掲げたような考慮要素の明示を含めてA案②と同様の規定を設ける。）ことについても、検討の余地があると思われる。

④ 親会社等の免責

株式会社が不利益を受けることにつき親会社等が善意でかつ過失がないときに、親会社等の免責を認めることについて、どのように考えるか。

(補足説明)

試案第2部第2の1のA案では、親会社等の主観的事情に基づいて親会社等の免責を認めるものとはしていない。これに対して、パブリック・コメントにおいては、子会社が企業グループにあることによって得られる利益には、数値化しにくいものもあるため、これを親会社等の過失という主観的要件で考慮する余地を残すほうが便宜であるとの意見や、親会社等の責任について主観的要件を要するか否かを検討する必要があるとの意見が出されている。

そこで、例えば、本文のような要件が満たされる場合に、親会社等の免責を認めるものとするべきかどうか、そのような免責を認めることの理論上及び実務上の意義を考慮しつつ、検討する必要がある。

- (2) 仮に試案第2部第2の1のA案のような明文の規定を設けないこととする場合、子会社少数株主の保護の観点から、現行法の下における親会社等の不法行為責任の追及に関する規律を見直すことについて、どのように考えるか。

(補足説明)

パブリック・コメントにおいては、試案第2部第2の1のA案のような明文の規定を設けることについて賛成する意見が出されている一方、親会社等の責任が生ずるための要件が不明確であること、現行法上も子会社取締役の任務懈怠責任や親会社等の不法行為責任等の追及が可能であること等を理由に、これに反対する意見も出されている。

もともと、子会社取締役に対する責任追及は、子会社取締役の資力等の問題により、子会社少数株主の保護の方策として十分に機能しないおそれがあるとの指摘がされている。また、親会社等の不法行為責任については、親会社等の具体的な行為の特定や故意・過失の主張立証が困難であるほか、親会社等が議決権を背景とした影響力によって子会社に不利益となる取引を行うような場合に、子会社取締役が親会社等に対してその責任を追及することは期待し難いようにも思われる。

そこで、仮に試案第2部第2の1のA案のような明文の規定を設けないこととする場合には、親会社等の不法行為責任の追及という現行法上の少数株主保

護の方策がその機能を適切に果たし得るようにする観点から、現行法の規律を見直す必要がないか、検討する必要がある。具体的には、例えば、親会社等の不法行為責任の追及に関する上記のような問題意識を踏まえ、以下のような規律の見直しをすることの当否につき、検討する余地があると思われる。

ア 親会社等との利益相反取引に関し、取締役の任務懈怠によって株式会社に損害が生じた場合には、親会社等が故意又は過失によって当該任務懈怠をさせたものと推定すること。

イ 親会社等との利益相反取引に関する親会社等の不法行為に基づく損害賠償責任を、会社法第847条第1項の責任追及等の訴えの対象とすること。

2 情報開示の充実

以下のような見直しをすることで、どうか。

- ① 個別注記表等に表示された親会社等との利益相反取引に関し、例えば、以下の事項を事業報告の内容とすること。

ア 株式会社の利益を害さないように留意した事項（当該事項がない場合にあつては、その旨）

イ 当該取引が株式会社の利益を害さないかどうかについての取締役（会）の判断及びその理由

- ② ①において事業報告の内容とされる事項についての意見を監査役（会）又は監査委員会の監査報告の内容とすること。